

浜松市「地域学校協働活動ボランティア登録制度」についてのご案内

※「生涯学習ボランティア」から「地域学校協働活動ボランティア」に名称変更。

この度は、浜松市の「地域学校協働活動ボランティア登録制度」についてお問い合わせいただきありがとうございます。

以下に、当制度についてご案内いたします。

ぜひご登録いただき、生涯学習施設を中心とした、浜松市の地域学校協働活動ボランティアの推進のためにご尽力をいただけますことを、心よりお待ちしております。

1 地域学校協働活動ボランティアとは

協働センター・ふれあいセンターや生涯学習施設等（以下「協働センター等生涯学習施設」といいます。）における生涯学習講座の運営や施設内の美化、環境整備等への協力・支援、地域が関わる学校等教育施設での活動補助など、地域の生涯学習・社会教育活動に幅広く関わるボランティアで、その活動の拠点を協働センター等生涯学習施設に置きます。

2 地域学校協働活動ボランティアの登録制度とは

いつでも、どこでも、だれでも、地域学校協働活動ボランティアとして活動したい市民は、自身の意思のもと、協働センター等生涯学習施設窓口にてボランティアとして登録をすることができる制度です。

地域学校協働活動ボランティア登録者には、ボランティア登録した協働センター等生涯学習施設より、必要に応じてボランティア活動のご案内をさせていただきます。また、研修機会として開催される「地域学校協働活動ボランティア講座」（年に3回程度）のご案内をさせていただきます。

3 地域学校協働活動ボランティアの活動例

- ・「生涯学習講座」の運営または協力・支援（託児ボランティアなど）
- ・「生涯学習施設環境美化」の協力・支援（花壇手入れ等）
- ・「地域ふれあいフェスタ事業（協働センターまつりやふれあいコンサート等）」の協力・支援
- ・「学校等教育施設での活動補助」（学校など教育施設から地域への依頼に応じた内容）
- ・「はたちの集い」における運営補助
- ・「中学生・高校生ボランティアの育成」に関する活動の補助

4 登録の条件

- ・浜松市内に居住、もしくは通勤・通学している方。
- ・地域学校協働活動ボランティア登録制度の趣旨を理解し、協働センター等生涯学習施設でのボランティア活動に積極的に参加する意思のある方。
- ・各生涯学習施設の基準を満たしている方。

5 登録に関するご案内、登録用紙の配付、受付の場所

登録を希望されるみなさまへ

まず、「地域学校協働活動ボランティア登録カード」を浜松市ホームページもしくは下記の協働センター等生涯学習施設または各区生涯学習担当窓口にて受け取り、ご記入の上、登録を希望する協働センター等生涯学習施設窓口に直接ご提出ください。

または、「地域学校協働活動ボランティア講座」への参加後、ボランティアとして登録を希望する方に「地域学校協働活動ボランティア登録カード」を配付します。活動を希望する協働センター等に直接ご提出ください。

※パソコンで入力したものを提出したい方は、ホームページからダウンロードして作成した後、プリントアウトしたものを、活動を希望する協働センター等窓口に直接ご提出ください。

【協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設】

中央区	東部協働センター	中央区	天竜協働センター	中央区	南陽協働センター	天竜区	二俣ふれあいセンター
	西部協働センター		笠井協働センター		新津協働センター		上阿多古ふれあいセンター
	南部協働センター		積志協働センター		白脇協働センター		下阿多古ふれあいセンター
	北部協働センター		長上協働センター		五島協働センター		熊ふれあいセンター
	曳馬協働センター		蒲協働センター		可美協働センター		光明ふれあいセンター
	富塚協働センター		庄内協働センター	浜名区	三方原協働センター		浦川ふれあいセンター
	佐鳴台協働センター		伊佐見協働センター		都田協働センター		童川ふれあいセンター
	高台協働センター		和地協働センター		三ヶ日支所		城西ふれあいセンター
	県居協働センター		篠原協働センター		引佐支所		山香ふれあいセンター
	中部協働センター		神久呂協働センター		浜名協働センター		春野文化センター
			入野協働センター		亀玉協働センター		佐久間支所
			雄踏協働センター		中瀬協働センター		水窪文化会館
			舞阪支所		北浜南部協働センター		龍山森林文化会館

【区役所】中央・浜名・天竜区役所 まちづくり推進課

【行政センター】東・西・南・北行政センター 生涯学習担当窓口

【市役所】創造都市・文化振興課（本館3階）

6 登録後の流れ

- ・ボランティアの依頼は、登録した施設の職員から直接ご連絡させていただきます。
- ・学校等の教育施設や地域住民等から依頼があった場合は、可能な範囲で情報提供をさせていただきます。その際には、情報提供をする前に必ず本人に連絡をし、情報提供をしてよいかの意思確認をさせていただきます。
- ・ご登録いただいた皆様全員に活動の要請があるとは限りません。ご了承ください。
- ・「地域学校協働活動ボランティア講座」のご案内は、浜松市ホームページ等でもお知らせさせていただきます。

7 登録の更新等について

(1) 登録更新

「地域学校協働活動ボランティア」として、協働センター等生涯学習施設や学校等教育施設での活動もしくは「地域学校協働活動ボランティア講座」への最終参加年度から3年間、登録が継続されます。

ただし、「地域学校協働活動ボランティア」として、不適格と認められる事実が発生した場合は、登録期間中であっても、登録を取り消させていただきます。

(2) 登録内容の変更及び辞退

登録時に記載された内容に変更等が生じた場合、または登録を辞退したい場合は、登録者ご本人が、速やかに、登録施設にご連絡ください。

8 報酬及び交通費等の支給

「地域学校協働活動ボランティア」としての活動は自己負担を原則とし、特に必要と認める場合以外、本市ではこれを支給いたしません。ただし、学校等教育施設や地域団体等で活動する場合は、依頼者の意向によるものとします。

9 危険負担

創造都市・文化振興課は、地域学校協働活動ボランティアが安心して活動できるように、万が一の場合に備えてボランティア保険等の保険に加入します。

地域学校協働活動ボランティアにおいては、自らの活動を原因とする傷害等を第三者が被ったとき、誠意を持ってこの解決に当たっていただきます。

地域学校協働活動ボランティアをしてみようと思ったら・・・

